

第3回市町村職員向けセミナー資料

(市町村厚生行政交流研修事業)

平成11年6月17日(木)

老人保健福祉局介護保険制度施行準備室

介護保険II（資料一覧）

【介護報酬関係】	
資料1 事務連絡（平成11年5月28日付）	1
資料2 介護保険広報支援センターの設置について	7
資料3 介護報酬検討スケジュール（案）	11
資料4 介護報酬の主な検討課題	12
資料5 介護報酬の表示方法等について	15
資料6 介護保険3施設間の報酬体系に関する論点	22
資料7 医療保険適用と介護保険適用の療養型病床群の役割分担について（案）	24
資料8 特別養護老人ホームの単価について	25
資料9 特別養護老人ホームの介護報酬設定のイメージとその構成要素－たたき台－	32
資料10 介護老人保健施設の介護報酬設定のイメージとその構成要素－たたき台－	35
資料11 介護療養型病床群の介護報酬設定のイメージとその構成要素－たたき台－	37
資料12 介護報酬設定等の考え方（案）～訪問介護～	41
資料13 介護報酬設定等の考え方（案）改訂版～訪問看護～	45
資料14 介護報酬設定等の考え方（案）～通所介護～	51
資料15 介護報酬設定等の考え方（案）～通所リハビリ～	54
資料16 介護報酬設定等の考え方（案）～訪問入浴介護～	57
資料17 介護報酬設定等の考え方（案）～訪問リハビリ～	59
資料18 福祉用具貸与の介護報酬設定の考え方（案）	60
資料19 介護報酬設定等の考え方（案）～痴呆対応型共同生活介護～	61
資料20 介護報酬設定等の考え方（案）～居宅療養管理指導～	63
資料21 介護報酬設定等の考え方（案）～短期入所生活介護～	65
資料22 介護報酬設定等の考え方（案）～短期入所療養介護～	69
資料23 介護報酬設定等の考え方（案）～特定施設入所者生活介護～	74
資料24 介護報酬設定等の考え方（案）～居宅介護サービス計画費～	76
資料25 特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置に伴う介護報酬設定の イメージとその構成要素－たたき台－	81

資料26 要介護度の改善等に対する誘因の考え方について（案）	91
資料27 施設整備費の補助制度等	95
資料28 介護報酬の主な論点と基本的考え方－中間取りまとめ－	99
資料29 特別養護老人ホームの現状等	116
資料30 現行制度における居宅サービスの事業の現状	124
資料31 老人保健施設及び療養型病床群の看護・介護職員について	139
資料32 特別養護老人ホーム等における入院外の医療点数の分布状況（平成9年6月）	147
資料33 介護報酬における加算についての整理表（現在検討されているもの）	148
【家族介護関係】	
資料34 同居家族に対する訪問介護の取扱いについて	151
資料35 前回審議時（昨年10月12日）に出された主な意見等 （同居家族に対する訪問介護の取扱いについて）	153
資料36 家族介護に対する新聞報道記事等	154
資料37 住民参加型訪問介護サービスの取扱いについて	166
【基準該当関係】	
資料38 基準該当短期入所生活介護の基準（案）の概要について	171
【利用者負担関係】	
資料39 高額介護サービス費等の支給要件について（案）	181
資料40 食事の標準負担額について（案）	186
資料41 平均利用額を踏まえた負担額の具体的例（イメージ）	189
資料42 前回の審議会で出された高額サービス費に対する意見とそれに対する考え方	191
資料43 医療保険における高額療養費制度の仕組み	193
【その他】	
資料44 やむを得ない事由による措置の概要	197
資料45 市町村集計に係る確認ポイントの例について	203

介 護 報 酬 關 係

事務連絡
平成11年5月28日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室長

介護保険の施行準備については、日頃より、多大のご苦労をいただいていることに対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、最近、介護保険をめぐり、高額保険料の肩代わり、2,000億円の基金の創設、介護保険先送り等のさまざまな新聞報道がされております。施行準備を進める中で、こうした報道が繰り返されることに対して、関係者から心配し多くのお問い合わせをいただいておりますので、取り急ぎ、現在の状況を、お伝えします。

こうした状況について、都道府県幹部にもお伝えいただくとともに、FAX等により、速やかに、管下の市町村、首長、助役、担当職員をはじめとする関係者に周知していただき、施行準備の着実な推進に支障を来たすことのないよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

記

1 「高額保険料の肩代わり」について

(5月20日 朝日新聞、5月21日 日経新聞の報道について)

①5月21日の記者会見における宮下厚生大臣の発言の要旨

「保険料の高いところを国が支援するということは、現実の施設・在宅サービスの格差を是認し、助長することにつながり、考え方として適当ではないと思う。今のところ、そのようなことを検討しているという事実もないし、そのようなことにはならないと思う。」

②国会における答弁の基本スタンス

「保険料が著しく高くなる市町村について配慮すべき旨の市町村からの強い要望があることは承知しており、このため、市町村の責に帰さない理由により、高保険料となる地域に対しては、これまでも調整交付金による調整を行なうことと含め種々検討しているところ。

いずれにしても、6月中を目途に各市町村のサービス必要量の見込み等を踏まえた給付費の推計等が都道府県を通じて、国に提出されることとなっているが、それを見て対応を検討することとしている。

従って、一部の新聞報道にあるような、保険料の高いところに一律支援するようなことについて、具体的な検討を行なっている段階にはない。」

2 2,000億円の基金の創設について (5月24日各紙の報道について)

○新聞記者に対する宮下厚生大臣の説明

「財政安定化基金のことを念頭に話をしたもの」

「既に制度上ある基金の話をしたものであり、特に新しいことを言ったわけではない」

3 介護保険先送りについて (5月27日各紙(夕刊)の報道について)

①5月27日午前の野中官房長官の記者会見

記者の質問；介護保険に関して、自由党の小沢党首が記者会見で「市町村は反対している、そういうものを無理矢理やるのか。全面的に見直すべきだ。」という発言をして、来年4月からの実施を見直すべきだという考え方を示した

が、現段階で政府として、介護保険を来年4月に向けて見直すことも検討の余地があるのか」

官房長官；介護保険の準備段階である現在において、全国の市町村の中に準備が比較的順調に進んでいる所とそうでない所のばらつきがあることは事実である。

ただ、全ての市町村が反対しているということはない、10月の判定の準備をしたり、4月に発足できるような準備段階を迎えてる市町村も多数ある。また、判定等の業務を広域的に進めたいと、県を含めて努力している市町村もある。こういう市町村の進み具合と、現実に準備が遅れている市町村の準備状況をどのようにこれから4月の実施時期に向けて調整をしていくかということは、非常に政府としても今悩んでいることである。

一方、保険料等の格差についても、国会等を通じても、与野党を通じて意見のあるところで、そういう点で、政府部内においても、また、与党始め、関係の野党を含めた議論をおうかがいしていかなければならない。いずれにしても、国会の進み具合等を見極めながら、この問題は、与野間の含めて、政府とも一体となって協議をしていかなくてはならない問題である。

②5月27日午後の野中官房長官の記者会見

記者の質問；介護保険について、午前中に、今後、政府及び与野党を含めて協議していきたいと言われたが、4月の実施時期について動かす考えがあるのか。それとも、実施時期は動かさずに実施に向けて様々な工夫をこらしていく考え方なのか。

官房長官；夕刊各紙の報道を見て残念に思う。少なくとも、来年4月から介護保険を行うということは既に決定をしていることであり、厚生省を中心に、政府も、地方公共団体も準備を行なっていることは午前中も申し上げた。比較的順調に準備をやっておられるところと、残念ながら、準備が十分でないところが見受けられるのも現実である。

保険料について、施設介護の厚いところには大変高い保険料になるような傾向がある。また、家族介護が非常に問題になる状況もある。そのような反省点をある程度整理をする必要があるし、それは与党は勿論のこと、野党の意見もうかがいながらやらなければならぬと申し上げた。

それが、見送りと報道され、介護保険のために一生懸命勤しんでくれている政府関係者は勿論のこと、特に、困難な問題に熱心に取り組んでいる市町村関係の皆さんには大変ご迷惑をかけることになったのではないか。皆さんにも是非言葉のありようから、報道のありようをお考えをいただきたい。

4 広域化に対する助成について

(5月25日 読売新聞(夕刊)、5月26日 日経新聞の報道について)

①国会における答弁の基本的スタンス

「介護保険財政を含めた広域化については、市町村間の保険料の格差が解消され、安定的な保険財政運営が可能となる等、望ましいものと認識している。

厚生省としても、保険者たる市町村が保険財政まで含めた広域化を進めるについて、積極的に支援していきたい。」

②国会における答弁の要旨(平成11年5月26日 衆議院行政改革特別委員会)

「広域化には2つの側面がある。今年10月から認定が始まるが、その認定について広域で対応する。これは多くの市町村で実施されるものと認識している。この事務体制に対する補助は、今でも行っているところ。保険者としての広域化については、保険料と給付水準とがあまり乖離することは望ましくなく、広域化によってそれらがある程度調整できればと思っている。広域化に対する助成とは、今でも行っている事務体制等に対する助成という意味での助成策ということ。」

5 準備の整っていない自治体は介護保険の実施先送り

(5月27日各紙(夕刊)、5月28日 各紙の報道について)

①5月28日の記者会見における宮下厚生大臣の発言の趣旨

「介護保険制度は法律に基づいて一斉にスタートするのが当然である。問題がこれだけ色々と報道されるようになるということは、市町村に実施が迫ってきており、自分たちの問題だという意識が非常に大きくなってきて、真剣な問題が提起されているという背景があるのだと思う。国としては、良く実態を把握しながら、12年4月からの円滑な施行に向けていろいろと検討すべきことがあればしていくことが必要だと思う。」

※実施時期について各自治体間で差を設ける（部分的実施とする）ことの問題点

- ・ 現行の措置制度と介護保険制度下の利用契約とが混在することとなるため、被保険者の間に利用者負担等の不公平が生じる。
 - ・ 第2号被保険者の保険料は、国民健康保険等の医療保険加入者から全国一律に徴収されるため、介護保険が実施されていない地域に居住している場合においても徴収されることとなり、理解が得られない。
- といった問題があり、部分的実施という考え方は取り得ない。

6 保険料の減免について

(1月28日、3月22日 赤旗新聞の報道について)

①国会における質問及び答弁 (平成11年1月27日 衆議院予算委員会)

委員；国保法の77条では、地方税法717条、水利地益税の減免という項目がありまして、そして国保税の場合もこれに含まれている。そこでは「天災その他特別の事情がある場合」云々といって、「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」等も含まれています。そして、皆さん、これは介護保険法でも市町村の裁量によって条例をつくることが可能になっていますから、国保の場合、市町村が条例によってどのような減免条例をつくるかということについて厚生省は準則を示されていて、そこでも基本的には今までと同様の規定になっています。

この点はこの後もそのようにされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

宮下厚生大臣；基本的にはその方向だと思っています。

※前記答弁の趣旨

大臣は、国保の保険料については、市町村は減免に関する条例を制定することが可能であり、当該条例については厚生省から準則が示されているが、介護保険においても同様と考えてよいか、という委員からの質問に対し、「基本的にはその方向で考えている。」という趣旨の答弁を行ったもの。

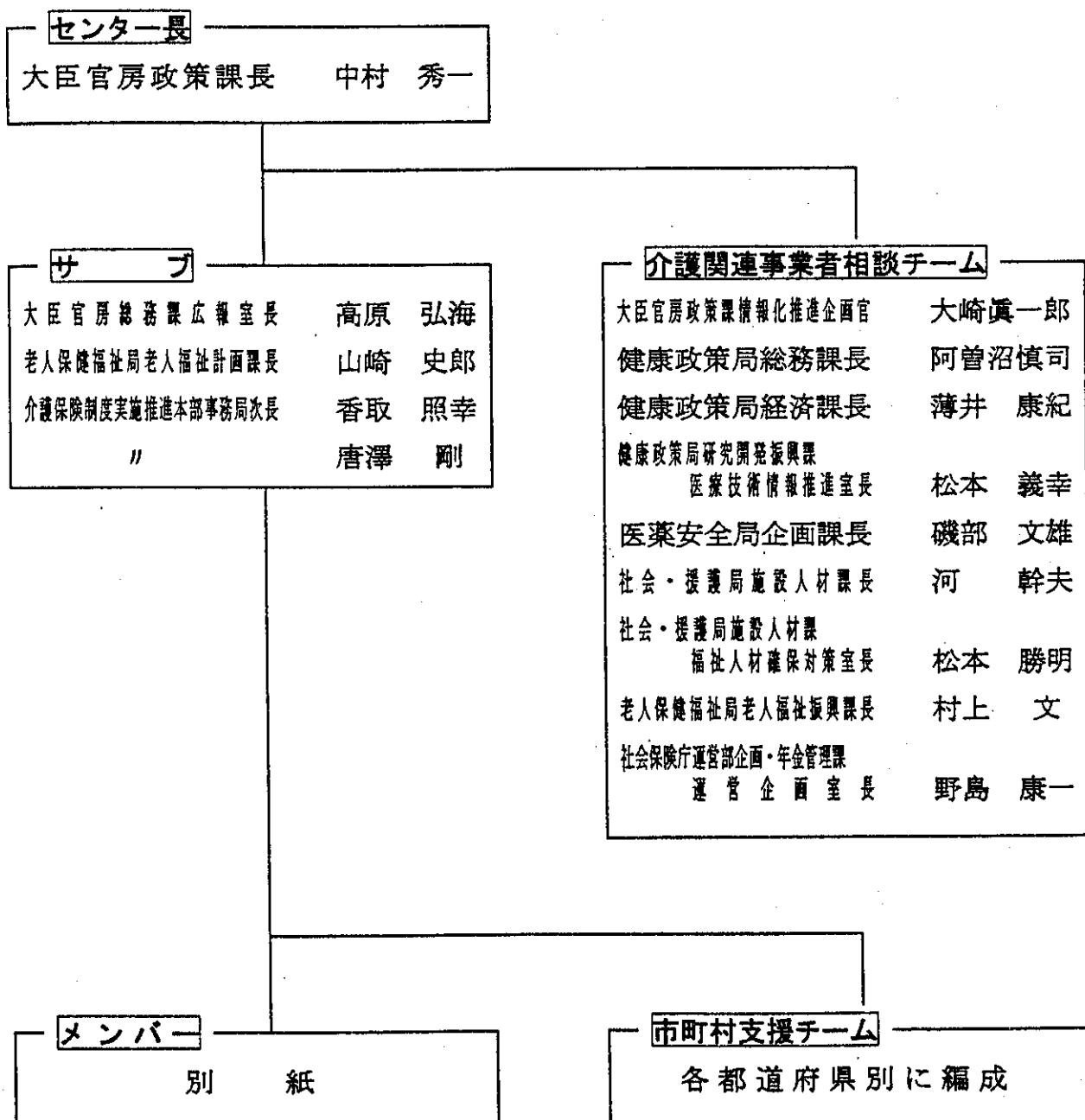
介護保険広報支援センターの設置について

介護保険制度実施推進本部

介護保険制度実施推進本部に「介護保険広報支援センター」を設置する。

市町村や事業者に対して、きめ細やかな相談・指導等が行えるよう、広報体制の一層の充実・強化を図る。

I. 組織



II. 広報支援センターの業務

(1) 国民への広報

① インターネットによる介護保険情報の提供

1. WAM-NETでの開設 → 社会福祉・医療事業団のWAM-NETに、介護保険制度に関する詳細な情報を掲載
2. 厚生省ホームページでの開設 → 「介護保険コーナー」を設置 ※WAM-NETとのリンク

② 各種広報媒体を活用した普及・啓発活動等

1. 政府広報等を積極的に利用 → 時期に応じた内容で継続的に実施
2. 各種広報資料の作成 → パンフレット、Q&A、ポスターなどの作成・配布
3. イベントの開催 → シンポジウムの開催

(2) 市町村向け広報

① 各自治体へ「介護保険最新情報」をFAXにより定期送信

- ・概要：介護保険制度に関する最新情報をまとめたものを、各自治体に定期的にFAXにより配信する。
- ・発行回数：原則として月2回。その他必要に応じ適時。
- ・内容：審議会資料の要点、先駆的取組み事例の紹介、当面の予定など

② 「市町村厚生行政交流研修事業」（厚生省主催）の拡大

希望する市町村に対し、介護保険に関する直近の情報を伝達する。

(3) その他

① 市町村支援チームの編成

都道府県の要請により、支援が必要な市町村に対して、各都道府県別に市町村支援チームを編成し、厚生省から出向いて説明・指導等を実施する。

② 介護関連事業者相談チームの編成

産業界からの介護関連事業への参入等に関する相談に対応する。

広報支援センターのメンバー (案)

【幹 事】

大臣官房

政策課 企画官

高倉 信行

〃 政策調査官

増田 雅暢

老人保健福祉局

老人福祉振興課長

村上 文

保険局

保険課長

間杉 純

国民健康保険課長

渡邊 芳樹

社会保険庁

保険管理課長

霜鳥 一彦

【メンバー】

大臣官房

総務課補佐

鈴木 俊彦

総務課広報室補佐

猪俣 弘

政策課補佐

武田 俊彦

〃 補佐

鈴木 英男

〃 補佐

鈴木 健一

〃 調整係長

阿比留 健次

老人保健福祉局

企画課補佐

佐藤 孝一

〃 補佐

宮本 直樹

〃 補佐

大山 英美

老人福祉振興課補佐

辺見 聰

介護保険制度施行準備室補佐

石黒 秀喜

〃 補佐

東 修司

〃 事業計画係長

谷内 一夫

保険局

保険課補佐

大鶴 知之

国民健康保険課補佐

梶尾 雅宏

社会保険庁

総務部総務課補佐

大江 雅弘

運営部企画・年金管理課補佐

鎌田 光明

運営部保険管理課補佐

今井 明

●介護保険制度の広報の取り組み状況

① パンフレット等の作成配布

時 期	概 要	作 成 部 数	配 布 先
10年1月	介護保険制度がはじまります (A4版6頁のパンフレット)	1500万部	都道府県、市町村 全老連
10年9月	みんなで育てる介護保険① (A4版50頁の小冊子)	10万部	都道府県、市町村 日経連、連合、 健保連、全老連
11年1月	もうすぐはじまります介護保険 (A4版16頁のパンフレット)	20万部 (追加280万部)	同上
11年1月	みんなで育てる介護保険② (A4版50頁の小冊子)	7万部	同上
11年5月	すぐわかる介護保険 (A4版8頁のパンフレット)	80万部	同上
検討中	・2号被保険者向けのパンフ ・一般向けのQ&A式パンフ		

② 制度紹介ビデオの作成配布

11年2月 介護保険制度がはじまります 6千本 都道府県、市町村等
(追加申込み: 約1万本)

③ シンポジウムの開催及びテレビ放映

11年2月 中野サンプラザにおいてシンポジウムを開催 (厚生省補助事業)
11年3月 上記をNHK教育テレビ「金曜フォーラム」にて放映

④ 全国課長会議の周知徹底

全国課長会議をビデオ収録し、(財)自治体衛生通信機構の地域衛星通信ネットワークを通じてテレビ放映することにより、市町村に直接情報提供している。
なお、ネットワーク未加入の市町村のために、市長会、町村会を通じてビデオの貸し出しを行っている。

医福審一介	026
11.4.26	

介護報酬検討スケジュール（案）

日 稲	介護報酬関連事項	備 考
平成10年10月末	介護報酬に関する中間取りまとめ	
平成11年3月末	事業者・施設の人員、設備及び運営に関する基準の制定	
平成11年4～5月	介護報酬に関する実態調査の実施 ↓ 審議会での検討	<5月下旬> 在宅サービス事業者の指定申請 医療保険との調整
平成11年6～7月	介護報酬骨格案提示 (点数が入っていない告示案)	
平成11年7月下旬	概算要求の方針の提示 (基本骨格案をもとに施設や訪問介護、訪問看護、通所介護といった主な在宅サービスの平均的な報酬額の仮単価を公表)	<7月> 在宅サービス事業者の指定開始
平成11年8月	平成12年度予算概算要求	
秋頃	介護報酬実態調査とりまとめ ↑ 審議会での検討	<10月> 要介護認定事務の開始 療養型病床群の指定申請
平成11年12月 ～平成12年1月頃	平成12年度予算の編成 介護報酬等の諮問答申	<12月> 介護保険事業計画の策定 医療保険との調整 <1月> 療養型病床群の指定
平成12年4月	介護保険法施行	

介護報酬の主な検討課題

※以下の検討課題は、昨年10月の介護報酬の主な論点と基本的考え方（中間とりまとめ）において指摘されている主な検討課題を抽出したもの。

A 施設・在宅サービス共通の論点

1 介護報酬における地域差の勘案方法

- 介護報酬の地域区分については、制度創設時には、国家公務員の調整手当の級地区分を基本としつつ、必要に応じ、客観的な指標等を踏まえ、必要な補正を加えて用いることが適当である。
- 加算の対象となる離島等の地域の範囲をどのように特定するか。

2 要介護度の改善の誘因の付け方

- 要介護度改善のための誘因を導入すべきか。導入するとした場合にその具体的なあり方をどうするか。
- 事業者・施設自らによる要介護度改善のための評価や、利用者の選択のための要介護度の改善に関する情報の開示のあり方や手法をどうするか。

B 施設サービスにおける介護報酬の論点

1 定員別の報酬設定

- 原則として定員規模により報酬に差を設けないこととするが、離島等で小規模な施設にならざるをえない場合の配慮の方法をどうするか。

2 入院・入所期間に応じた報酬設定の考え方

- 入院・入所期間による遞減制を導入すべきか。
- 入所時には手間がかかることや在宅復帰のための支援を促進する観点からの入所時や退所時の加算のあり方をどうするか。

3 必要な医療の評価

【介護療養型医療施設】

- 緊急その他やむをえない理由により、介護保険の適用対象である病棟で、透析等の複雑な処置、手術や急性増悪時の治療を行った場合にも、転棟した場

合との均衡等を考えれば、医療保険から給付すべきであるとの意見が多いが、具体的にはどう整理すべきか。

- 急性増悪時等の治療以外の医療について、包括的な評価を原則としつつ、必要な医療が妨げられることのないよう、介護保険の中で個別の評価を行う必要がある行為の範囲をどうするか。

【介護老人福祉施設】

- 特別養護老人ホームの配置医師が行なうべき健康管理と他の医療機関等により提供される医療との関係をどう整理するか。

4 現在の各種加算の取り扱い

- 現在の特別養護老人ホーム等における民間施設給与等改善費、痴呆性老人等介護加算、寒冷地加算等と基本的な報酬との関係をどう整理するか。

5 施設整備費との関係

- 特別養護老人ホームの施設整備費補助及び施設整備費に係る介護報酬上の評価のあり方をどうするか。

C 在宅サービス等における介護報酬の論点

1 訪問介護に係る主な検討課題

サービスに要する時間や、標準的なサービスの組合せとの関係で、報酬の設定単位をどう整理すべきか。

2 訪問看護に係る主な検討課題

(1) 看護サービス以外の事業に関する管理業務等の取扱い

- 訪問看護ステーションについて、別の機関に属する医師との連絡、報告等の業務に係る管理的経費について、どう評価すべきか。

(2) 急性増悪等の場合の訪問看護の給付の在り方

- 神経難病、癌末期、急性増悪の場合等、急性期医療が必要な状態、又は、要介護者の標準的なニーズを上回る医療ニーズを有すると認められる状態になった場合については、要介護度に応じた支給限度額の枠中では対応できないことから、医療保険との給付の適正な区分けを図る観点から、医療保険から給付をすることが考えられるが、具体的にはどう整理すべきか。

3 通所介護（デイサービス）・通所リハビリ（デイケア）に係る主な検討課題

（1）報酬設定の単位

○介護報酬の設定上、要介護度、施設類型、サービス提供時間の長短をどう組み込んでいくか。

○痴呆性老人の専門的処遇に着目した加算の人員配置要件をどうするか。

（2）入浴、食事、送迎等のサービス内容に応じた評価

○ 入浴、食事、送迎等を具体的にどう評価するか。

○通所介護において機能訓練に関し相当の知識・技術を持った者が配置されている等一定の要件を満たし、機能訓練の提供体制が強化されている場合の介護報酬上の評価をどうするべきか。

4 短期入所生活介護に係る主な検討課題

○単独型施設の場合と、施設併設や空床利用の場合との違いを、介護報酬上どう評価するか。

5 痴呆対応型共同生活介護に係る主な検討課題

○利用開始時における、共同生活に慣れるために様々な支援を要する場合が多いことに着目した加算を具体的にどうするか。

6 居宅療養管理指導に係る主な論点

○医師及び歯科医師による居宅療養管理指導の、介護報酬上の具体的な評価をどうするか。

7 居宅介護支援（居宅介護サービス計画費）に係る主な検討課題

○要介護度等に応じた評価とするかどうか。

医福審一老	028
11.4.26	

介護報酬の表示方法等について

1 診療報酬における表示方法について

- 現在、健康保険法等における療養の給付は、点数単価方式（1点＝10円）で行われている。これは、医療行為の難易度等のバランスを点数で評価する観点から導入されたが、昭和33年の診療報酬改定以来、請求事務の簡素化も考慮し、単価は1点＝10円とされ、全て点数により改定が行われて来た。

一方、老人保健施設や老人訪問看護などの療養費の取り扱いがなされるものについては、医療行為の難易度の評価よりも1日あたり定額などの包括的評価が多いこと等から金額での表示になっている。

2 介護保険制度における介護報酬の表示方法について

- 介護保険制度では、簡素・簡明の報酬体系が原則であること、在宅サービスにおいて区分支給限度額の考え方があること、各介護サービスにおける介護報酬に地域差を設ける必要があること等を考慮する必要がある。

- 介護報酬や支給限度額を円表示にした場合、通貨と同じ単位であり、わかりやすい一方で、

- ・ 現在検討されている地域差を前提とした場合、

ア 同じサービスであっても地域によって5通りの介護報酬

イ 6（要介護状態区分）×5（地域数）＝30種類の支給限度額
となること。（参考2）

- ・ 同じ要介護度の場合、使用できる介護サービスが地域によって異なるよう
にするためには、地域毎に個人の区分支給限度額を設定する必要があり、介護
サービス計画を作成してからでないと決まらないこと。（参考3）

等が考えられる。

- 一方、各サービスの介護報酬や区分支給限度額の表示を点数表示で行い、地域毎
に点数当たりの単価を設定する方法の場合、

- ・ 介護報酬額や区分支給限度額が、所在する地域に関わらず一つの点数で表示す
ることが可能になる。（参考2）

- ・ 点数で区分支給限度額管理を行えば、使用される介護サービスの地域に関わら
ず、同じ要介護者に対して、同じサービス量の保証が可能。

等が考えられる一方、

- ・ 金額表示するのに換算が必要で、報酬額の算定や一部負担の算定が複雑。
になることが考えられる。（参考3）

(参考1)

介護報酬の表示方法についての利点・問題点のまとめ

表示方法	円による表示	点数による表示
利 点	<ul style="list-style-type: none"> ・通貨と同じ単位であり、わかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬額や区分支給限度額が、所在する地域に関わらず一つの報酬単位で表すことが可能。 ・使用される介護サービスの地域に関わらず、同じ要介護者に対して、同じサービス量の保証が可能。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域毎の金額設定など、報酬設定が複雑。 ・サービス量を保証するため、地域毎に個人の区分支給限度額を設定する必要あり。 ・介護サービス計画を作成してからでないと限度額が決まらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額表示するのに換算が必要で、報酬額の算定や一部負担の算定が複雑。

(参考2) 介護報酬・区分支給限度額の表示の例

1 円表示の場合

【介護報酬】各サービスの介護報酬×5

	地域1	地域2	地域3	地域4	地域5
例. 訪問介護	円	円	円	円	円
訪問看護	円	円	円	円	円

【区分支給限度額】6(要介護状態区分) × 5(地域数) = 30

	地域1	地域2	地域3	地域4	地域5
要支援	円	円	円	円	円
要介護1	円	円	円	円	円
要介護2	円	円	円	円	円
要介護3	円	円	円	円	円
要介護4	円	円	円	円	円
要介護5	円	円	円	円	円

2 点数表示の場合

	地域1	地域2	地域3	地域4	地域5
1点当たりの単価	円／点	円／点	円／点	円／点	円／点

【介護報酬】

例. 訪問介護 ○○○点

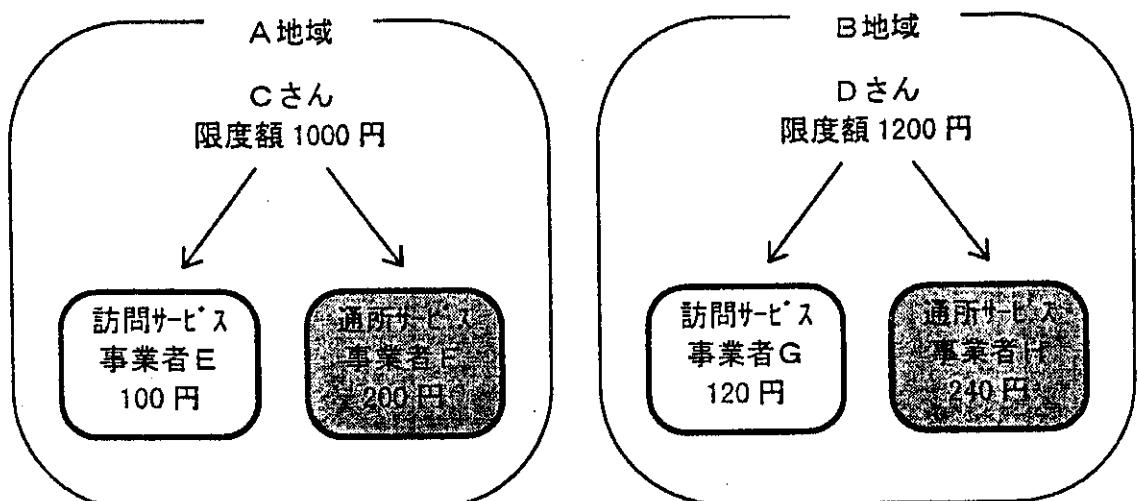
訪問看護 ○○○点

【区分支給限度額】

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
限度額	点	点	点	点	点	点

(参考3) サービス量の保証について

1 円表示の場合の考え方



※CさんとDさんは同じ要介護度

○A地域にあるCさん(限度額 1000円)が、同じくA地域にある訪問サービス事業者E、通所サービス事業者Fを利用した場合、

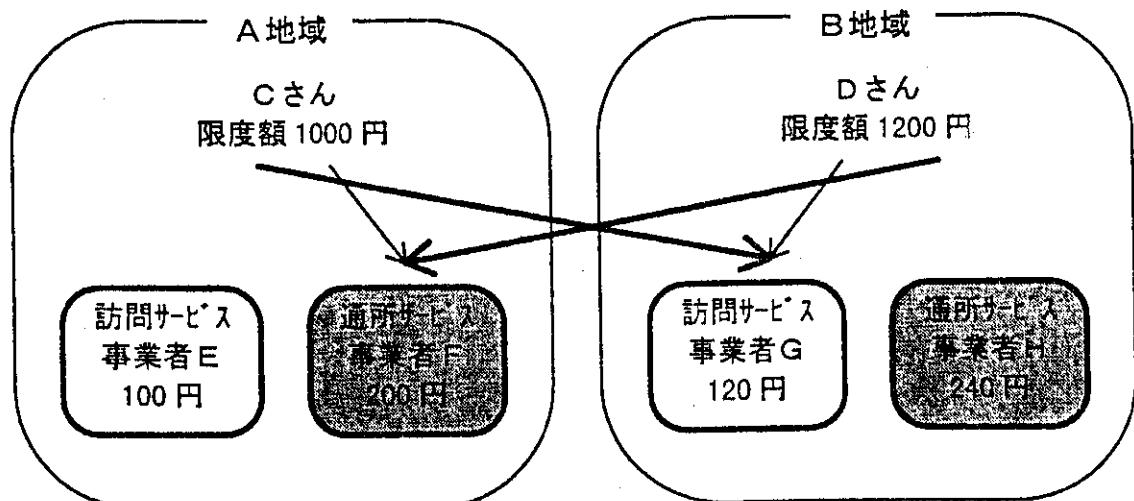
例えば、訪問サービス2回、通所サービス4回の利用が可能になる。

$$100\text{ (円)} \times 2\text{ (回)} + 200\text{ (円)} \times 4\text{ (回)} = 1,000\text{ 円}$$

同様に、同じ要介護度のB地域のDさんが、B地域にある訪問サービス事業者G、通所サービス事業者Hを利用する場合には、同様に訪問サービス4回、通所サービス3回の利用が可能になる。

$$120\text{ (円)} \times 2\text{ (回)} + 240\text{ (円)} \times 4\text{ (回)} = 1,200\text{ 円}$$

○しかし、介護保険制度では、CさんがB地域のサービスを、DさんがA地域のサービスを利用することも考えられる。その場合、



○ A 地域にある C さん（限度額 1000 円）が、B 地域にある訪問サービス事業者 G、A 地域にある通所サービス事業者 D を利用した場合、

例えば、訪問サービス 2 回、通所サービス 4 回の利用ができなくなり、サービス量を減らす必要が出てくる。

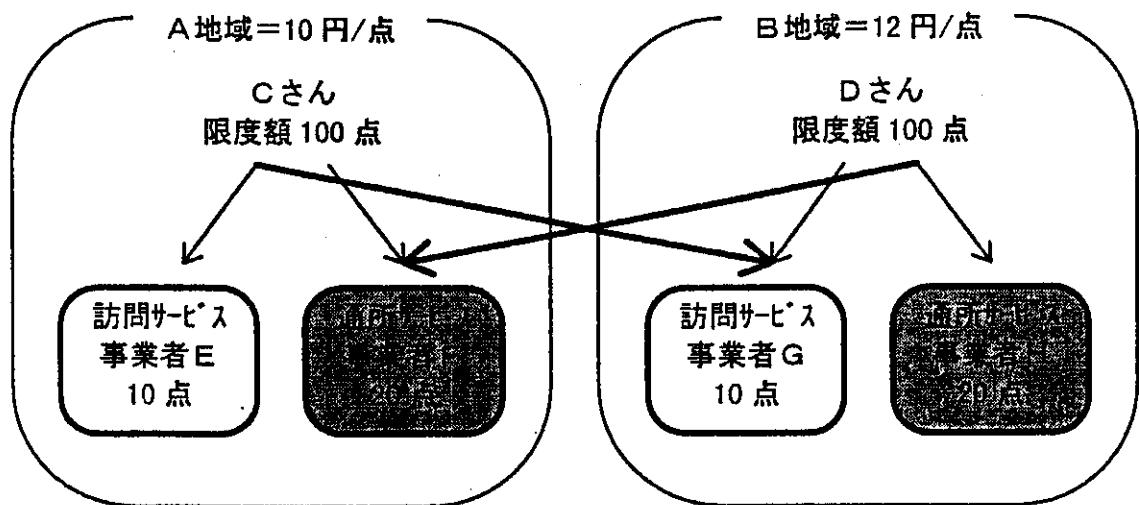
$$120 \text{ (円)} \times 2 \text{ (回)} + 200 \text{ (円)} \times 4 \text{ (回)} = 1,040 \text{ 円} > 1,000 \text{ 円}$$

また、同じ要介護度の B 地域の D さんが、B 地域にある訪問サービス事業者 G と A 地域の通所サービス事業者 F を利用する場合には、訪問サービス 3 回、通所サービス 4 回の利用が可能になり、サービス量に差が出ることになる。

$$120 \text{ (円)} \times 3 \text{ (回)} + 200 \text{ (円)} \times 4 \text{ (回)} = 1,160 \text{ 円} < 1,200 \text{ 円}$$

○ こういった場合に同じサービス量を保証しようとすれば、介護サービス計画の作成に応じて、例えば上記の場合は、C さんと D さんの区分支給限度額を 1,040 円にする必要があり、どの地域のサービスを利用するかによって区分支給限度額を変更させる必要が出てくる。

2 点数表示の場合についての考え方



○点数表示にした場合には、同じ要介護度であるCさん、Dさんの区分支給限度額が同じ点数で表示が可能になり、各サービス事業者も同じ点数での表示が可能になる。

○サービス量についても、地域差を気にせず、サービス量が保証できることになる。

例. 訪問サービス 2回、通所サービス 4回

$$10 \text{ (点)} \times 2 \text{ (回)} + 20 \text{ 点} \times 4 \text{ (回)} = 100 \text{ 点}$$

○しかしながら、介護報酬額や一部負担金の計算は煩雑になる。

- ・A地域のCさんが、同じくA地域にある訪問サービス事業者E、通所サービス事業者Fを利用した場合

一部負担金は、

$$20 \text{ (点)} \times 10 \text{ (円/点)} + 80 \text{ (点)} \times 10 \text{ (円/点)} = 1,000 \text{ 円の } 1\text{割}$$

- ・A地域のCさんが、B地域にある訪問サービス事業者GとA地域にある通所サービス事業者Fを利用した場合、

$$20 \text{ (点)} \times 12 \text{ (円/点)} + 80 \text{ (点)} \times 10 \text{ (円/点)} = 1,040 \text{ 円の } 1\text{割}$$

(参考4)

区分支給限度額管理の単位等について（案）

- 区分支給限度額管理の単位は、訪問・通所系サービスの区分支給限度額管理は、様々なサービスによる組み合わせの形態が考えられることから、要介護度毎の点数による管理を行うことが考えられる。
- 一方、短期入所系サービスの区分支給限度額管理は、まとまった期間のサービス利用といった短期入所サービスの特性や同じサービス量を保証すること等を考慮し、要介護度毎の日数で管理を行うことが考えられる。

	訪問・通所系サービス	短期入所系サービス
サービスの種類	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤通所介護 ⑥通所リハビリテーション ⑦福祉用具貸与	①短期入所生活介護（福祉施設の短期入所） ②短期入所療養介護（医療施設の短期入所）
区分支給限度額管理期間	1ヶ月	1要介護認定期間
区分支給限度額管理の方法（案）	要介護度毎の点数	要介護度毎の日数

- 訪問・通所系サービスのうち、区分支給限度額管理を行うものと行わないものの考え方については、以下の通り。

	区分支給限度額管理を行うもの	区分支給限度額管理を行わないもの
介護報酬等で評価することが検討されている事項等	・通所サービスに係る入浴・食事・送迎、痴呆や機能訓練の体制加算等に係る費用 ・夜間・休日のサービス利用に伴う費用等	・在宅訪問系サービスの離島等における加算に係る費用等